

木造での設計に関心のある建築士の方へ

ただいま
募集中!

非住宅建築物の木造での 設計費を補助します!

～令和8年度 非住宅木造設計支援事業～

補助対象者：建築物の設計者

※予算額に達し次第募集を終了します

補助対象建築物

住宅以外の用途の建築物で、①②③のすべてを満たす木造建築物※

- ①木材使用量に占める県産材または県産木材の使用割合が50%を超えること
- ②延床面積が200㎡を超えること
- ③令和8年度内に設計業務が完了すること

※広島県外に建設される建築物も対象となります。

補助対象経費

基本設計及び実施設計費（諸経費含む）※一部対象外の経費があります

補助率

- 木材使用量に占める県産材割合が50%を超える場合
設計費の1/2以内
 - 木材使用量に占める県産木材割合が50%を超える場合
設計費の1/3以内
- ※どちらも補助限度額は200万円

＜県産材とは＞

広島県内で伐採された丸太を製材加工した木材で、製材加工地は問いません。

＜県産木材とは＞

広島県内で製材加工された木材で、丸太の産地は問いません（県産材も含む）。

問合せ・相談先

申請前に必ず
ご相談ください

広島県林業課（県産材利用促進グループ）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-3688 / FAX 050-3852-5548

nourinyou@pref.hiroshima.lg.jp

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/r8mokuzousekkeishien.html>



※ 詳細については、ホームページに掲載している実施要領等をご確認ください。

事業の流れ

☐ 申請者が行う手続き

☐ 県が行う手続き

事前相談

- 申請前に林業課にご相談ください。
[TEL:082-513-3688](tel:082-513-3688)
[Mail:nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp)

交付申請書の提出

- 下記の書類を林業課へ提出します。

- ①補助金交付申請書(かがみ、事業計画書、事業計画の内訳書、収支予算書)
- ②設計費の見込みが分かる資料(見積書など)
- ③建築物の延床面積が分かる資料(基本計画書など)
- ④建設予定地の位置図
- ⑤建築士事務所登録証の写し

交付決定

- 審査後、交付決定通知書を送付します。

(設計契約)

・基本設計
・実施設計

- 交付決定後、設計業務に着手してください。
なお、交付決定前に基本設計・実施設計に係る契約を締結し、**既に基本設計に着手している場合でも、実施設計に着手していなければ、実施設計分は補助申請できる場合がありますので、**林業課にご相談ください。

(変更承認申請書の提出)

- 当初の計画より補助金額が増額となる場合や、大きく下回る場合は、予め変更手続きが必要ですので、林業課にご相談ください。

設計図書完成

- 年度内(令和9年3月31日まで)に完成させてください。

実績報告書の提出

- 図面などの設計図書が完成した日を事業完了日とします。
完了日から30日以内又は4月5日のいずれか早い日までに、下記の資料を提出してください。

- ①事業実績報告書(かがみ、事業実績書、事業実績の内訳書、収支精算書)
- ②設計費が分かる資料(契約書など)
- ③建築物の延床面積が分かる資料(平面図など)
- ④木材使用量及び県産材又は県産木材の使用量が確認できる資料(木拾い表など)

検査、補助金額の確定

補助金の請求

補助金額の支払い

- 検査後、補助金を指定の口座に振り込みます(概ね30日後)。

建築確認申請

- 実績報告書の提出前に建築確認申請しても構いません。

補助採択

事業実施